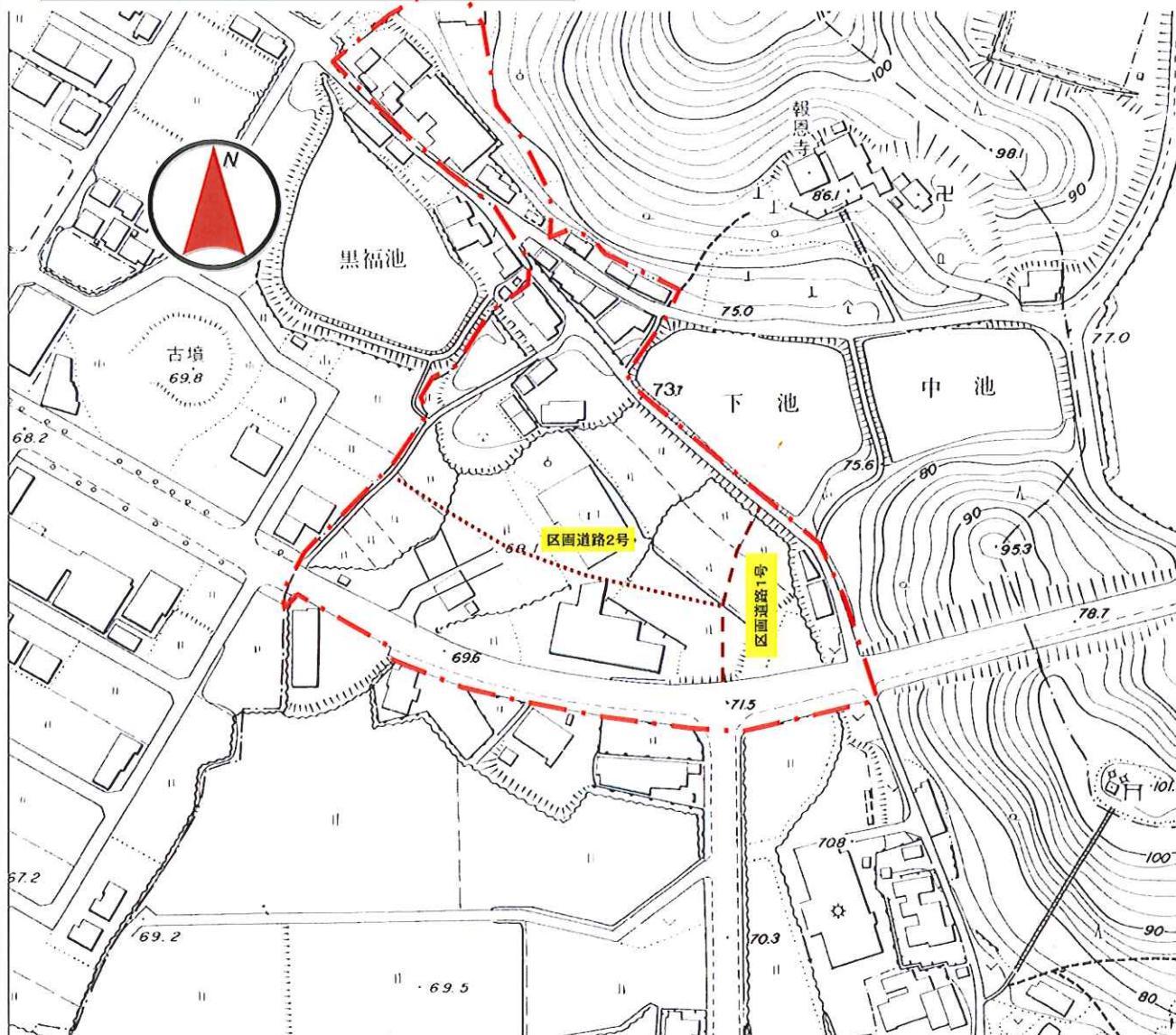


玉丘地区のまちづくり

玉丘地区は、加西市の市街地の東端に位置し、土地区画整理事業により基盤整備された地区に隣接しています。その土地区画整理事業区域からの開発圧力が強くなっています。そのため、無秩序な開発・建築を押さえ、良好な住環境を形成するため、「まちづくりのルール」がつくられました。この「まちづくりのルール」は、『玉丘地区地区計画』として都市計画決定し、ルールに基づいて魅力ある住み良いまちづくりを行っていこうというものです。このルールに従って、玉丘地区のまちづくりが行われますが、地区計画が定められただけでは良好なまちづくりは出来ません。やはり、地区の皆様の一人ひとりが「まちづくりのルール」を守って、お互いに協力することが大切です。

玉丘地区 地区計画の区域



凡　例	
地区計画区域	[Red dashed line]
(道路)	幅員6m
地区施設	幅員4m

※ 添付図書

位置図 配置図 平面図 立面図(2面以上) 委任状

(意匠の制限がある場合は、立面図に着色をして下さい。)

※ 地区計画に関する届出について

地区計画の区域内において、建物を建てたり工作物を建設したりする場合は、届出が必要になります。

届出は工事着手の30日前までに行わなければなりません。

地区計画・地区整備計画

地区計画の「区域の整備・開発及び保全の方針」は、まちづくりの目標を定めたものであり、「地区整備計画」は具体的なまちづくりのルールを定めたものです。

なお、「地区整備計画」では、良好な住環境の形成を図るため、地区施設として「区画道路」を定めています。

計画書

東播都市計画地区計画の決定 都市計画玉丘地区地区計画を、次のように決定する。

名 称	玉丘地区 地区計画		
位 置	加西市玉丘町字北山、サカサマ及び芳ヶ崎		
面 積	約 2.6 ha		
区域の整備・開発及び 保全に関する方針	地区計画の目標	当地区は、加西市の市街地の東に位置し、西側には住居系の土地区画整理事業施行済みの区域があり、その区域と一体的な市街地を形成している区域である。 本地区計画は、住宅地としての利用増進と現在の良好な住環境の保全を図ることを目標とする。	
	土地利用の方針	良好な市街化を図るために、道路の整備により住民生活の利便性の向上、住環境の保全を図り、適切且つ合理的に土地利用を進める。	
	地区施設の整備方針	地区的骨格となる区画道路を整備する。	
	建築物等の整備の方針	住環境の保全を図るために、建築物等の用途を制限する。	

地区整備計画	道 路 (配置は計画図のとおり)	名 称	幅 員	延 長
		区画道路1号	6 m	約 70 m
		区画道路2号	4 m	約 130 m
建築物に関する事項	建 築 物 等 の 用 途 の 制 限	次の各号に掲げる建築物は、建築してはならない。 (1) ホテル又は旅館 (2) ゴルフ練習場又はバッティング練習場 (3) 畜舎		